

イベント事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

イベント事業計画策定業務委託

2 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

3 業務目的

本業務は、身延町で実施されてきた「みのぶまつり」に代わる新たなイベントについて、身延町の特産品である「あけぼの大豆」の枝豆を中心とする多様な資源を有効的に活用することで多くの誘客と町内の周遊性を生み出し、各事業者及び地域経済の活性化を図ることができる、発展的及び効果的なイベントの実施を目指した事業計画策定を目的とする。

4 業務内容

町の資源を活用したイベントの企画、運営方法、運営予算、事業効果など効果的かつ効率的なイベントの実施に必要な事業計画を策定する。

業務内容は、イベント事業計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

(1) イベントの目的

町の特産品である「あけぼの大豆」の枝豆が収穫期を迎える10月にイベントを実施することで、多くの誘客を図り、身延町の魅力ある食や観光資源の体験及び町内の周遊を創出することにより、各事業者及び地域経済の活性化を図ることで「活力あるまちづくり」を推進することを目的とする。

①身延町の「食」や観光資源を活用した“みのぶ”ならではのイベントとする。

②身延町へ訪れる契機となる効果的なイベントとする。

③町内外の若者層及びファミリー層から高齢者までの幅広い年齢層が楽しめるイベントとする。

④町内の周遊を創出するイベントとする。

(2) 期待する効果

①多くの誘客により、各事業者及び地域経済の活性化が促進される。

②町の知名度向上により、町外からの誘客が促進される。

③旬の「あけぼの大豆の枝豆」をメインとした「食」を中心とすることにより、町への再訪が促進される。

④特産品・観光資源の知名度及びあけぼの大豆の認知度の向上が図られる。

⑤「食」に関わる生産者の所得の向上が図られる。

⑥町民が楽しみ満足度が向上することにより、郷土愛の醸成が図られる。

(3) イベントの主な内容

食の祭典として、旬の「あけぼの大豆の枝豆」を中心に身延町の美味しい味覚を知ってもらうことで、町内外の幅広い年代層が楽しみ、さらに町外者の再訪の契機とすること。

①キッチンカー等による飲食販売ブース、姉妹都市等からの出展（店）

旬の「あけぼの大豆の枝豆」をはじめ、あけぼの大豆加工品・ゆば・あけぼの大豆味噌を使った豚汁・その他の特産品といった食材を大々的に提供する。また旬の「枝豆」に合うビールなどの酒類も提供することで経済効果を向上させる。

②町内を周遊できるコンテンツの実施

現在１０月第２・第３の土・日・祝日に実施している「ゆばの里創業祭」「しもべ道の駅味噌の蔵出し」「あけぼの大豆産地フェア」「和紙まつり」等の既存のイベントは現行どおり開催し、イベント当日にかけて、これらのイベント会場等の町内施設・事業者と連携した町内を周遊できるコンテンツを実施することで、町内周遊の創出及びイベントへの活気付けを図る。

③町民も楽しめる内容やしだれ桜の里のＰＲの実施

若者層やファミリー層、高齢者も楽しみ、町民には町の良さを再認識してもらい、町外者には今後の再訪の契機とする。

（４）イベントの実施時期

毎年１０月第３土・日曜日を中心に実施

（１０月１日からイベント当日まで町内を周遊できるコンテンツの実施）

（５）イベントのメイン会場

富士川クラフトパークとする。

（６）既存イベント及び施設等との連携

既存のイベントとの連携及び次の施設等を使用して、町内の周遊を創出するイベントとすること。

	施設名	所在地	設備等	関連イベント
1	西嶋和紙の里	西嶋	販売・体験	和紙まつり
2	J A中富直売所	伊沼	販売	
3	道の駅しもべ	古関	販売	味噌蔵出しまつり
4	富士川クラフトパーク	下山	販売	
5	総合文化会館	波木井	広場	
6	ゆばの里	相又	販売・体験	創業祭
7	あけぼの大豆産地フェア会場	町内12箇所	販売	枝付き枝豆販売

（７）事業計画の内容

本業務による成果物であるイベント事業計画をもとに、令和７年度からイベントを実施するため、イベントの準備から運営までが円滑に実施できる事業計画の内容とすること。

①イベントの名称

②内容

③運営方法

④運営予算

⑤事業効果

⑥想定来場者数

（８）イベントにおける町の費用負担

イベント実施時における町の費用負担は、初年度においては原則４，０００，０００円を上限として実施すること。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年11月15日まで

6 成果品の提出

- (1) イベント事業計画 2部 A4版 両面 カラー印刷
- (2) イベント事業計画概要版 2部 A4版 両面 カラー印刷
- (3) 上記(1)、(2)の電子データ(ワード又はエクセル又はパワーポイント形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存)
- (4) 上記「4 業務内容(1)から(8)まで」の資料、記録、報告書等を「業務報告書」としてまとめた電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存)と印刷物1部
- (5) 上記「4 業務内容(1)から(8)まで」の資料、記録、報告書等の電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存)と印刷物1部

7 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、全国の最新の情報や事例を広く収集し、提案すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、委託者に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を受けること。

8 その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について委託者と連絡を密にすること。

(2) 業務資料の貸与

委託者は、委託者が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。

(3) 成果品の管理と権利の帰属

本業務により作成された成果品に関する所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)、利用権その他の権利は全て委託者に帰属するものとする。また、成果物に含まれる受託者又は第三者の著作物は、委託者の他の業務へも利用できるものとする。受託者は委託者の承諾なく本業務により作成された成果品を公表、貸与、使用してはならない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び身延町個人

情報保護法施行条例（令和４年身延町条例第１３号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

（５）不良箇所の補正

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。